

公の施設の名称 の管理運営に関する基本協定書（案）

宮城県（以下「甲」という。）と 指定管理者の名称 （以下「乙」という。）は、公の施設の名称 （以下「本施設」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「本業務」という。）に関し、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年宮城県条例第43号。以下「手續条例」という。）第5条の規定に基づき、次の条項により基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 本協定は、乙が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第3項及び県立都市公園条例（昭和34年宮城県条例第21号。以下「公園条例」という。）第2条の規定に基づき、本施設の指定管理者に指定されたことを確認するとともに、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な基本的事項を定めるものとする。

（指定の目的等）

第2条 乙は、指定管理者として、その能力を發揮し、県民サービスの向上と管理経費の節減を図り、もって県民の福祉を増進させるよう努めるものとする。

2 乙は、公園が、自治法第244条第1項に規定する公の施設であることを十分に理解し、本業務の実施に当たっては、公共性及び公平性を尊重するものとする。

3 前項の目的を達成するため、甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（協定の期間）

第3条 本協定の期間は、乙が指定管理者に指定された期間（以下「指定期間」という。）である平成24年4月1日から平成27年3月31日までとする。

2 本業務に係る事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（年度協定）

第4条 本協定に定めるもののほか、各事業年度において必要な事項を定めるため、別に年度協定を締結する。

第2章 本業務の範囲

(本業務の範囲)

第5条 乙が行う本業務の範囲は、公園条例第2条の2に定める業務とし、その細目は、別紙1「業務仕様書」に定めるとおりとする。

(業務仕様書の変更)

第6条 本協定締結後に業務仕様書の内容に変更の必要が生じたときは、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(自主事業)

第7条 乙は、公園の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業(本業務の範囲内で行う事業以外の事業をいう。以下同じ。)を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施しようとするときは、甲に対して自主事業実施計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなければならない。

3 甲は、前項の承認に当たり、甲乙協議の上、当該自主事業の実施条件等を別に定めることができるものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第8条 乙は、自治法、手続条例、公園条例、その他関係法令等を遵守するとともに、本協定及び年度協定を基本として、次条の規定により年度ごとに作成する年度事業計画書に従って本業務を実施するものとする。

2 乙は、公園を常に清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を図るものとし、利用者の増加策に努め、各種のトラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応するものとする。

(年度事業計画書)

第9条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した次年度の年度事業計画書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業計画

(2) 人員配置計画

(3) 収支計画

(4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

2 前項第3号の収支計画書には、人件費、修繕費及び光熱水費等の区分並びにその額を明記しなければならない。

3 乙は、年度事業計画書を変更しようとするときは、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

4, 5, 6 削除

(業務の開始準備)

第10条 乙は、指定期間の開始の日(以下「指定開始日」という。)の前に、本業務の実施に必要な資格及び能力を有する人員を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、必要に応じ、指定開始日前に、甲に対して本施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 甲は、乙から前項の申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

第11条 乙は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについて、事前に甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により本業務の一部を第三者に実施させようとするときは、甲に、当該第三者との契約方法を報告し、及び契約書案の写しを提出して協議しなければならない。この契約を更新し、又は変更しようとするときも同様とする。

3 乙が第1項の規定により本業務の一部を第三者に実施させるときは、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、乙は、第5条の規定により甲から受託した利用料の徴収事務を第三者に委託してはならない。

第4章 本業務の管理物件

(管理する敷地)

第12条 乙が本業務の実施において管理する敷地の対象範囲は、別紙2のとおりとする。

(管理物件)

第13条 乙が本業務の実施において管理する物件(以下「管理物件」という。)の対象は、施設及び設備(以下「施設等」という。)並びに物品とし、別紙3のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

3 乙は、管理物件を本業務以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に甲の承認を得たときは、この限りでない。

(施設等の現状変更)

第14条 公園施設等の増築、改築、移設、改造その他の現状変更については、甲がその費用と責任において実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙の必要により、施設等を現状変更しようとするときは、

事前に甲の承認を得た上で、乙の負担により実施するものとする。

- 3 乙は、前項の規定による現状変更を行ったときは、遅滞なく甲の確認を受けなければならない。
- 4 第2項の場合において、当該変更部分に係る所有権は甲に帰属するものとし、乙は、将来にわたってその償金を請求しないものとする。

（施設等の維持補修）

- 第15条 公園施設の修繕のうち、小規模のもの（建築物・設備その他公園内施設の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいい、一件あたりの金額は概ね30万円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とする。）については、乙がその責任と費用において実施するものとする。この場合において、当該部分に係る所有権は、甲に帰属するものとし、乙は、将来にわたってその償金を請求しないものとする。
- 2 公園施設の修繕のうち小規模なもの以外の大規模なものは甲乙協議の上、実施するものとする。
 - 3 前項の規定による修繕について、本業務と一体として実施することが適当と認められるときは、甲乙協議の上、甲の負担において乙に実施させることができる。
 - 4 乙は、第9条第1項第3号の規定により提出した収支計画のうち、毎年度末において修繕費相当額に残額が生じた場合は、これを返還するものとし、同条第3項の規定により収支計画を変更した場合も、同様とする。

（施設等の滅失等）

- 第16条 乙は、施設等が滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項に規定する滅失又は損傷が自己の責めに帰すべき事由によるときは、乙の負担で速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（鍵の適正管理）

- 第17条 乙は、公園の管理に必要な鍵の保管及び使用に当たり、当該鍵の保管責任者を置くとともに、保管帳簿を備え付け、適正に管理しなければならない。
- 2 乙は、前項の鍵を複製してはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
 - 3 前項の規定により、乙が甲の承認を受けて複製した鍵の所有権は、甲に帰属するものとする。

第5章 物品の取扱い

（甲による物品の貸与等）

- 第18条 甲は、乙が本業務を実施する場合に必要となる別紙3に示す物品を、無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定期間中、物品を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 物品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなったときは、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該物品を購入し、又は調達し、乙に貸与するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により物品をき損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償し、又は自己の費用で当該物品と同等の機能及び価値を有するものを購入し、若しくは調達しなければならない。この場合において、当該購入し、又は調達した物品の所有権は、甲に帰属するものとする。
- 5 乙は、甲に帰属する物品について、処分等の異動があったときは、その都度、甲に報告するものとする。
- 6 乙は、甲に帰属する物品のうち、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第139条に規定する重要物品を処分しようとするときは、事前に甲の承諾を受けなければならない。
- 7 乙は、甲に帰属する物品のうち、甲が必要と認めるものについて、甲から示された備品・重要物品一覧表により整理するものとし、毎年3月末日の現在高と照合の上、翌月末日までに甲に報告するものとする。

（乙による物品の購入等）

- 第19条 乙は、本業務の実施に供するため、乙の任意により物品を購入し、又は調達することができるものとする。
- 2 前項の物品の所有権は、乙に帰属するものとする。
 - 3 乙は、第1項の物品で、その取得額が2万円以上のものを、甲に帰属する物品に準じた一覧表により整理するものとし、毎年3月末日の現在高と照合の上、翌月末日までに甲に報告するものとする。

第6章 本業務実施に係る乙の基本的責務

（事故等の未然防止及び責務）

- 第20条 乙は、公園内の危険箇所や危険が想定される事象を発見又は予見した場合は、被害が発生しないよう迅速に措置を講ずるとともに、甲に対して、遅滞なく、報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、乙が対応することができないときは、甲乙協議の上、対応方法を決定するものとする。
 - 3 乙は、公園の利用者の防災、避難等に対する第一義的責任を有し、公園又はその利用者が被災した場合は、迅速かつ適切に対応し、直ちに甲に報告するものとする。

（環境配慮の推進）

- 第21条 乙は、本業務の実施に当たり、電気等の効率的利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品の購入（グリーン購入）その他の環境配慮の取組を推進するものとする。

2 前項に規定する環境配慮の具体的な取組は、別紙4「公の施設の管理運営に関する環境配慮について」によるものとする。

(情報の公開)

第22条 乙は、情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号)の趣旨に即して、公園の管理に係る情報の公開に関する規程を定めるほか、情報の公開に関し必要な措置を講じるものとし、情報の一層の公開に努めなければならない。

2 前項の規程は、別紙5「指定管理者の保有する情報の公開に関するモデル規程」に準じるものとする。

(個人情報の保護)

第23条 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報保護条例(平成8年宮城県条例第27号)の趣旨に即して、本施設の管理に係る個人情報の保護に関する規程を定め、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の細目は、別紙6「個人情報取扱特記事項」に定めるとおりとし、乙は当該特記事項を遵守しなければならない。

(適正な行政手続)

第24条 乙は、行政手続条例(平成7年宮城県条例第30号)に基づき、適正な行政手続により、本業務を実施しなければならない。

2 乙は、行政手続条例に規定する審査基準、標準処理期間及び処分基準(以下「審査基準等」という。)を定めようとするとき又は変更しようとするときは、事前に甲と協議し、その同意を得なければならない。

3 乙は、前項の審査基準等を定めたときは、これらを公園管理事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかななければならない。

4 前2項に定めるもののほか、乙は、適正な行政手続を確保するため、別紙7「公の施設の管理における公正の確保と透明性の向上について」により実施するものとする。

(秘密の保持)

第25条 乙は、本業務の実施に伴い知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

2 乙は、本業務に従事する者に対し、本業務に従事する期間及び従事しないこととなった以後の期間において、本業務の実施に伴い知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に使用しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(会計の区分)

第26条 乙は、本業務に係る経理とその他の業務(公園以外の公の施設に係る管理運営業務、自主事業その他本業務以外の業務をいう。)に係る経理を区分して行わなければならない。

2 乙は、本業務について、専用の口座を開設し、本業務の実施に係る収入及び支出を適正に管理しなければならない。

(文書等の管理)

第27条 乙は、乙の役員又は職員(以下「役職員」という。)が本業務の実施により職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライドフィルム(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、乙の役職員が組織的に用いるものとして、乙が保有しているもの(以下「文書等」という。)について、甲が指示する方法により適正に管理しなければならない。

2 乙は、前項の文書等をその帳簿閉鎖の日から5年間保存するものとする。

(各種規程等の作成)

第28条 乙は、本業務の実施に係る各種規程、要綱等を定めようとするとき又は変更しようとするときは、事前に甲と協議し、その同意を得なければならない。

第7章 本業務実施に係るモニタリング

(年度事業報告書)

第29条 乙は、毎事業年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した年度事業報告書を甲に提出しなければならない。ただし、収支決算に関する報告については、毎事業年度終了後1月以内に行うものとする。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
- (2) 公園の利用状況に関する事項
- (3) 利用料金収入の実績及び管理経費等の収支状況(収入及び支出の明細も含む。)に関する事項
- (4) 行為の許可に係る申請件数及び許可件数並びに不許可件数及びその理由
- (5) 利用料金の徴收件数及びその内訳並びに利用料金の返還・減免件数及びその理由
- (6) 公園施設の修繕内容、箇所及び修繕額
- (7) 公園利用者のサービス向上及び公園の利用促進のために実施した取組の内容並びにその成果
- (8) 情報公開、個人情報保護及び環境配慮等の取組状況
- (9) 本業務実施結果に関する自己評価
- (10) その他特記すべき事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

2 乙は、年度途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、指定を取り消された日から30日以内に、当該事業年度における指定を取り消された日までの間の年度事業報告書を、前項の年度事業報告書に準じて作成し、甲に提出しなければならない。

(各種業務報告書)

第30条 乙は、前条に定める年度事業報告書等のほか、別紙1「業務仕様書」に定める各種の業務報告書について、所定の事項を記載の上、各提出期限までに甲に提出しなけ

ればならない。

(モニタリングの実施)

第31条 甲及び乙は、公園の適正な管理の確保と利用者サービスの向上を図るため、定期又は随時に、本業務の実施状況を点検及び確認(以下「モニタリング」という。)するものとする。

2 前項に規定するモニタリングの具体的な実施方法は、甲が別に指示するものとする。

(評価の実施)

第32条 甲及び乙は、公園の効率的かつ効果的な管理運営を図るため、毎事業年度終了後、本業務の実施状況について、評価を行うものとする。

2 前項に規定する評価の具体的な実施方法は、甲が別に指示するものとする。

第8章 指定の取消し等

(業務の改善勧告等)

第33条 甲は、乙が行う本業務の実施について、本協定に違反が認められる場合等、必要に応じ、乙に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができるものとする。

2 乙は、前項により改善勧告等の指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

(業務の停止)

第34条 甲は、乙が前条の規定による改善勧告等の指示に従わないときその他乙による本業務の継続が適当でないと認めるときは、自治法第244条の2第11項の規定により、期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

2 前項の規定により、期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、乙に損害等が発生しても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

(指定の取消し)

第35条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、自治法第244条の2第11項の規定により、指定を取り消すことができるものとする。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生手続又は再生手続を開始したとき。
- (2) 財務状況が著しく悪化し、本業務の履行が確実でないと認められるとき。
- (3) 本業務の全部又は一部の停止を命ぜられ、停止解除後における本業務の実施が確実でないと認められるとき。
- (4) 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にあると認められるとき。

(5) 前各号のほか、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

- 2 前項の規定により指定を取り消した場合において、乙に損害等が発生しても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 乙は、自己の都合により、指定の取消しを求めるときは、その1年以上前に、甲に申し出て、甲と協議しなければならない。

(不可抗力等による指定の取消し等)

- 第36条 甲又は乙は、不可抗力(天災(地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等)及び人災(戦争、テロ、暴動等)であって、甲及び乙のいずれの責めにも帰することができないものをいう。以下同じ。)その他やむを得ない事由により、本業務の継続が困難であると判断したときは、相手方に対して、本業務の継続の可否について協議を求めることができるものとする。
- 2 甲は、前項の協議の結果、本業務の継続が困難と認めるときは、自治法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとする。

(指定管理料の返還等)

- 第37条 甲は、自治法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じたときは、指定管理料の全部又は一部を乙に支払わず、又は既に支払った指定管理料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

第9章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料)

- 第38条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。
- 2 指定管理料の額(消費税及び地方消費税を含む。)は、次の範囲内のとおりとする。

対象年度	指定管理料
平成24年度	円
平成25年度	円
平成26年度	円
計	円

- 3 甲が乙に対して支払う指定管理料の支払方法は、別途「年度協定」により、毎事業年度定めるものとする。

(指定管理料の変更)

- 第39条 指定期間中に、著しい物価変動等、指定管理料の額を変更すべき特別の事情が生じたときは、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(利用料金)

第40条 乙は、公園に係る利用料金を乙の収入として、收受することができる。

2 利用料金は、乙が公園条例別表に定める基準額に100分の50を乗じて得た額から当該基準額に100分の150を乗じて得た額の範囲内において、甲の承認を得て利用料金の額を定めるものとする。

3 乙は、前項の規定により利用料金を定めたときは、公園の利用者等に周知しなければならない。

4 利用料金に係る事務処理は、別紙1「業務仕様書」に定めるとおりとする。

(利用料金の減免)

第41条 乙は、あらかじめ甲の承認を受けた減免の基準により、公園条例に規定する利用料金の減免を行うものとする。

2 乙は、前項に規定する減免の基準を定めたときは、公園の利用者等に周知しなければならない。

(行為の許可)

第42条 乙は、行為の許可を行うに当たり、公園条例及び宮城県土木部県立都市公園行為の許可基準その他関係法令等を遵守しなければならない。

(行為の許可に係る利用料金)

第43条 徴収した行為の許可に係る利用料金については、その5割の額を乙の収入とするものとする。

2 甲は、行為の許可に係る利用料金収入から前項の乙の収入を控除した額を甲の収入額とし、その額を当該年度の指定管理料と相殺するものとする。

第10章 緊急時の対応及び損害賠償

(緊急時の対応)

第44条 乙は、指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生したときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して速やかに通報しなければならない。

2 前項の場合においては、乙は、甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(不可抗力発生時の費用負担等)

第45条 不可抗力により、乙が行う本業務の実施に支障が生じたときは、乙は、その影響を早期に除去するため早急に対応措置を講じるものとし、当該不可抗力により発生する損害及び追加費用(以下「損害等」という。)を最小限にするよう努めなければならない。

2 乙は、前項の措置を講じたときは、その内容や程度の詳細を甲に通知しなければならない。

3 甲は、前項の通知を受けたときは、損害等の状況を確認するとともに、甲乙協議の上、

費用負担等を決定するものとする。

(損害賠償)

第 4 6 条 甲又は乙は、本業務の実施において、自己の責めに帰すべき事由により、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、第 3 4 条の規定により本業務の全部又は一部の停止を命ぜられ、又は第 3 5 条の規定により指定を取り消された場合において、甲に損害が発生したときは、その損害を賠償しなければならない。

(第三者への賠償)

第 4 7 条 乙が本業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

3 甲は、乙による本業務の実施において、甲の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(保険)

第 4 8 条 乙は、公園内において発生した事故について第三者への賠償責任を補償する保険に加入するとともに、事故が発生した場合には、誠意をもって被害者との交渉に当たらなければならない。

2 乙は、本業務の実施において必要な損害賠償保険契約を締結したときは、契約書の写しを速やかに甲に提出しなければならない。当該保険契約を更新し、又は変更したときも同様とする。

第 1 1 章 本協定終了時の取扱い

(業務の引継ぎ等)

第 4 9 条 乙は、指定期間満了により本協定を終了するとき（指定管理者として継続して指定されたときを除く。以下「期間満了により本協定を終了するとき」という。）は、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎを行わなければならない。

2 甲は、期間満了により本協定を終了するときは、その終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる公園の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項に規定する申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

4 乙は、第 1 項に規定する引継ぎに要する乙の費用を負担するものとする。

(原状回復義務)

第 5 0 条 乙は、期間満了により本協定を終了するときは、乙の責任と費用により指定開

始日を基準として管理物件の原状回復（乙の使用により発生した管理物件に係る価値の減少のうち、乙の故意、過失、善管注意義務違反その他通常の使用を超えるような使用による損耗及びき損を復旧することをいう。以下同じ。）を行い、甲の確認を受けた上で甲に引き渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は、管理物件の原状回復を行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を引き渡すことができるものとする。

（物品の取扱い）

第51条 期間満了により本協定を終了するときの物品の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 甲に所有権が帰属する物品については、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。
- (2) 乙に所有権が帰属する物品については、原則として、乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議の上、両者が合意したときは、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。この場合において、当該物品の所有権は甲に帰属するものとする。

（指定の取消しによる本協定終了時の取扱い）

第52条 第49条から前条までの規定は、第35条又は第36条の規定による指定の取消しにより本協定を終了するとき、これを準用する。ただし、甲と乙が合意したときは、この限りでない。

第12章 その他

（リスク分担）

第53条 本協定本文に定めのあるもののほか、本業務に関する甲と乙のリスク分担は、別紙8「リスク分担表」のとおりとする。

2 前項に規定するリスク分担表に定める事項に疑義があるとき又は不測の事態が生じたときは、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

（重要事項の変更の届出）

第54条 乙は、手続条例第7条の規定により、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、定款等に変更があったときは、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を甲に届け出なければならない。

（権利・義務の譲渡等の禁止）

第55条 乙は、本協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（協定の変更）

第56条 本業務の実施に関し、本業務の前提条件や内容を変更しようとするとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定の規定を変更することができるものと

する。

(障害者の雇用)

第 5 7 条 乙は、障害者の雇用を促進する観点から、その雇用に努めるものとする。

(合意管轄)

第 5 8 条 本協定に関する紛争については、仙台地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 5 9 条 本協定について、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 2 4 年 月 日

甲 宮城県知事 村 井 嘉 浩

乙 (指定管理者)

所 在 地

団体の名称

代 表 者

(添付書類)

- 別紙 1 業務仕様書
- 別紙 2 管理する敷地の対象範囲
- 別紙 3 管理物件
- 別紙 4 公の施設の管理運営に関する環境配慮について
- 別紙 5 指定管理者の保有する情報の公開に関するモデル規程
- 別紙 6 個人情報取扱特記事項
- 別紙 7 公の施設の管理における公正の確保と透明性の向上について
- 別紙 8 リスク分担表